

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領

制定

19 生産第 9424 号

平成 20 年 3 月 31 日

農林水産省生産局長通知

最終改正 令和 年 月 日付け 7農振第 号

第1 趣 旨

鳥獣被害防止総合対策交付金による対策の実施については、鳥獣被害防止総合対策交付金交付等要綱（令和4年3月31日付け3農振第2333号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）に定めるところによるもののほか、この要領の定めるところによる。

第2 事業の内容

要綱第4第2項に定める事業の内容は、次に掲げるとおりとする。なお、その詳細については、第3に定める別記1から別記7までに掲げるとおりとする。

1 鳥獣被害防止総合支援事業

市町村等が作成する被害防止計画に基づき、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「特措法」という。）第9条第1項の鳥獣被害対策実施隊（以下「実施隊」という。）等が行う捕獲等による鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第9条の許可を受けて行う農林水産業等に被害を及ぼす鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等（以下「有害捕獲」という。）、侵入防止柵の設置等による被害防除及び緩衝帯の設置等による生息環境管理の取組を総合的かつ計画的に実施する事業とする。

また、地域の実情及び要綱第3の目的を達成する観点から、要綱別表の区分・事業種類の欄の1の整備を行う事業（以下「整備事業」という。）として、地域として独自の取組（以下「地域提案」という。）を実施できるものとする。

2 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業

市町村が作成する被害防止計画に基づき、都道府県が主導して行う農地周辺等における広域捕獲活動、大量捕獲技術等の新技術の実証・普及活動、実施隊員確保のための人材育成活動及び効果的な対策の実践に向けた集落点検体制の構築・強化への支援を実施する事業とする。

3 都道府県広域捕獲活動支援事業

鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な方針（平成 26 年環境省告示第 133 号）における数の調整の目的により許可された捕獲のうち、特措法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく市町村からの要請を受けて林地奥等で実施する広域的に分布又は移動するイノシシ、シカによる農林水産業被害の防止を目的とした広域な捕獲活動（以下「広域捕獲活動（個体数調整）」という。）、広域捕獲活動（個体数調整）を検討するための生息状況調査等及び捕獲従事者を確保するために行う高度な捕獲技術を有する人材の育成活動を実施する事業とする。

4 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業

「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」（平成 25 年 12 月 26 日付け環境省及び農林水産省取りまとめ）等の目標達成等に向けて、農林水産業等に被害を及ぼす野生鳥獣を緊急的に捕獲するための経費について、捕獲頭数に応じた支払いを実施する事業とする。

5 シカ・クマ特別対策等事業

シカ等の生息域の拡大に対応するため、個体数を減らすための捕獲対策等を実施する事業とする。

また、農業被害や農業者の人身被害低減のため、農地周辺等におけるクマの捕獲対策等を実施する事業とする。

6 スマート捕獲等普及加速化事業

I C T 機器及びデータを活用した被害対策の実証を行うモデル地区を整備及び横展開する取組を実施する事業とする。

7 鳥獣被害対策基盤支援事業

鳥獣被害の防止対策を担う地域リーダーや捕獲した鳥獣の利活用を推進する人材の育成を図るため、研修カリキュラムの作成、研修会の開催等を実施する事業とする。

また、効率的かつ効果的な被害防止技術・手法を実証・確立するため、捕獲技術や被害防止技術等について調査・検証し、検討会を開催するとともに、対策手法に関する調査報告書等を作成・公表する取組を実施するものとする。

さらに、捕獲鳥獣を利用した食肉（以下「ジビエ」という。）等の全国的な需要拡大及び利活用推進を図るため、捕獲から需要までの関係者が一体となった情報共有体制の構築や普及啓発活動等の取組、全国的なジビエ等の消費拡大を図るためのプロモーションを実施するものとする。

第 3 事業別事項

1 鳥獣被害防止総合支援事業：別記 1

2 鳥獣被害防止都道府県活動支援事業：別記 2

- 3 都道府県広域捕獲活動支援事業：別記 3
- 4 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業：別記 4
- 5 シカ・クマ特別対策等事業：別記 5
- 6 スマート捕獲等普及加速化事業：別記 6
- 7 鳥獣被害対策基盤支援事業：別記 7

(別記 7)

鳥獣被害対策基盤支援事業

第 1 事業実施主体

- 1 要綱別表の区分・事業種類の欄の 2 の (7) に係る事業実施主体の欄の農村振興局長が別に定める協議会とは、地方公共団体、民間企業、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、協同組合、企業組合、特定非営利活動法人、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人及び国立研究開発法人等で構成される組織又は団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある協議会とし、事業実施及び会計手続を適正に行いうる体制を有しているものとする。

なお、協議会は、別記 1 の第 1 の 4 の要件の全てを満たすものとする。

- 2 事業実施主体は、農村振興局長が別に定める公募要領により応募した者の中から選定された者とする。

第 2 事業の内容等

1 事業の内容

(1) 鳥獣被害対策担い手育成・マッチング事業

ア 地域リーダー（森林）及び鳥獣被害対策コーディネーター育成研修事業

森林等の被害状況や鳥獣の生息状況等を判断し、森林での被害対策を推進する上で中心的役割を果たす地域リーダー（森林）及び広域的な被害状況等の把握、被害対策案の検討・作成、実施体制の組織化及び指導、対策の評価等を総合的に行う鳥獣被害対策コーディネーターを計画的に育成するため、鳥獣の被害防止対策に係る基礎的な知識及び技術を有する者を対象として研修を行う。

(ア) 研修カリキュラムの作成

地域リーダー（森林）及び鳥獣被害対策コーディネーターを育成するため、必要な研修カリキュラム（教材を含む。以下同じ。）を作成する。最終的に、研修結果を踏まえて教材を改訂し、報告書として取りまとめる。

(イ) 研修会の開催

(ア) の研修カリキュラムに基づき、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止対策を担う地域リーダー（森林）及び鳥獣被害対策コーディネーターを効率的に育成するため、地域リーダー（森林）については全国でフィールド研修会を開催する。また、鳥獣被害対策コーディネーターについては、座学とフィールド研修を主体

とし、全国で研修会を開催する。

(ウ) 事業実施体制の検討

(ア) 及び (イ) を円滑かつ効率的に実施するために、鳥獣の生態、行動特性等に関する専門的知識を有する者、鳥獣による農作物や森林・林業の被害防止に関する知識及び経験を有する者等で構成される委員会を設置し、研修カリキュラム、開催計画、研修の周知方法、事業の評価等について検討する。

イ 鳥獣被害対策担い手マッチング事業

地域の鳥獣対策に係る新たな担い手の発掘・育成を図るためのセミナー等を開催し、その中で人材確保が課題となっている市町村等とのマッチングを行う。

(ア) 新たな担い手の発掘・育成セミナーの開催

地域の鳥獣被害対策に係る新たな担い手の確保に繋がるよう、野生鳥獣の生態や鳥獣被害対策の知識や現場での取組等を内容とするセミナーについて、地域性等を考慮し全国複数箇所で開催し、鳥獣被害対策に取り組む意欲のある者の発掘・育成を図るとともに、セミナーにおいては、地域の鳥獣被害対策を進める中で人材不足が課題となっている市町村等が参加し、募集情報等を提供しながら、来場者とのマッチングを行う。

(イ) 被害対策技術の習得に係る研修会等の開催

効果的な被害対策と技術の普及推進に向け、地域性等を考慮し全国複数箇所において、ICT等を活用した被害対策技術の習得に係る研修会及びICT機器の活用等により得られる鳥獣被害対策についてのデータ活用方策に係る事業者等との意見交換会を開催する。

(ウ) 事業実施体制の検討

(ア) 及び (イ) を円滑かつ効率的に実施するために、鳥獣被害対策の専門知識を有する者や、地域における人材募集及び鳥獣対策に関する専門家等で構成される委員会を開催し、セミナー及び研修会の内容や開催計画、対象者への周知方法等について検討する。

ウ 鳥獣被害対策技術全国検討会開催事業

効率的かつ効果的な被害防止技術・手法等に関する情報共有等を図るための全国検討会を開催する。

(ア) 鳥獣被害対策技術全国検討会の開催

効率的かつ効果的な被害防止技術・手法等に関する情報共有のため、全国における鳥獣対策の優良活動事例の紹介、技術等の展示、ポスターセッション等を行う全国検討会（全国鳥獣被害対策

サミット)を全国1箇所以上で開催する。

(イ) 事業実施体制の検討

(ア)を円滑かつ効率的に実施するため、鳥獣被害防止に関する専門知識を有する者等で構成される委員会を開催し、全国検討会の内容や開催計画、周知方法等について検討する。

エ 鳥獣被害対策研修コンテンツ作成事業

効果的な被害対策の実施に向け、鳥獣被害対策に携わる行政関係者等の知見の底上げを図るため、次のとおり、鳥獣対策の専門的知識に係る研修コンテンツ等の作成を行う。

(ア) 研修コンテンツの作成

地方公共団体等で鳥獣被害対策に関する企画・立案を行う者が鳥獣対策の専門的知識について網羅的に学習できる研修コンテンツ等の作成を行う。その際、オンデマンドなど全国の行政関係者等が利用しやすい方策を検討するものとし、作成した研修コンテンツ等については、地方公共団体等への受講促進を行う。

(イ) 事業実施体制の検討

(ア)を円滑かつ効率的に実施するために、鳥獣被害対策の専門知識を有する者等で構成される委員会を開催し、必要な研修科目の内容や研修コンテンツの作成計画等について検討する。

(2) 利活用技術者育成研修事業

ア ジビエ関係者の知識・技術向上研修

(ア) 研修カリキュラム等の作成

捕獲した鳥獣の利活用を推進するため、知識及び技術を有する者を計画的に育成するための研修カリキュラム及びテキスト等の作成、見直しを行う。

(イ) 研修会の開催

(ア)の研修カリキュラムに基づき、捕獲した鳥獣の有効活用に寄与する技術者を効率的に育成するため、研修会を開催する。

イ ジビエハンター研修

高度な衛生管理に関する知識を有した捕獲者(ジビエハンター)を育成するために、捕獲した鳥獣の有効活用や衛生管理等に関する専門的知識及び経験を有する者等で構成される委員会を設置し、次に掲げる事項について検討し、実施する。

(ア) 事業の目標及び目標を達成させるための具体的な方法

(イ) 研修カリキュラムの作成及び見直し

(ウ) 研修会の開催計画の作成及び研修会の実施

(エ) 研修対象者への周知方法

(オ) 事業実施状況の把握及び事業成果の評価

(カ) その他必要な事項

ウ ジビエ関係者間の情報交換会の開催

処理施設等のジビエ関係者間の情報交換会を開催する。

(3) 鳥獣利活用推進支援事業

捕獲鳥獣を地域資源として有効活用し、農村地域の振興を図るため、捕獲から需要までの関係者で構成される全国的な検討体制を構築し、ジビエ等の全国的な需要拡大及び利活用推進に資する、需要拡大、需要に対応した安定供給、流通体系の確立に向けた以下の取組を総合的に実施する。

ア 全国的な検討体制の構築

要綱別表の採択要件の欄の1に定める者から構成される鳥獣利活用推進コンソーシアム又は有識者を含む検討委員会（以下「コンソーシアム等」という。）を構築することを原則とし、運営方針を協議するとともに、イからエまでに係る実施方針を検討し、実践する。

イ 需要拡大及び利活用推進に必要な取組

捕獲鳥獣の回収と食肉処理加工施設への搬入の効率化、現場の実態に対応した衛生管理ガイドライン周知徹底、安定供給のための取扱ルールの検討、消費者の認知度やニーズの把握など、捕獲、処理加工、供給、消費の各段階において、利活用推進のために必要となる取組を調査・検証・実施し、その成果を地方公共団体等の関係者に情報提供する。

ウ 需要拡大及び利活用推進に向けた普及啓発

需要者及び消費者等のジビエ等に対する関心を高め、ジビエ等の全国的な需要拡大と利活用推進を図るため、イベントや各種広報活動により普及啓発を行う。

エ その他事業の目的を達成するのに必要な取組

上記のほか、事業の目的を達成するために必要な取組については、コンソーシアム等で検討の上、実施することができるものとする。

(4) 愛玩動物用飼料へのジビエ利用における技術ガイドライン策定検討調査事業

ジビエを原料とするペットフードの品質を確保するため、処理工程の衛生管理に関する調査等を行い、ジビエ由来のリスクを低減するための手法の検証を踏まえ、技術ガイドライン等の策定について検討するとともに、普及資料を作成し周知するため、以下の取組を実施する。

ア 検討体制の構築

寄生虫等に関する対策や、ペットフード原料の衛生管理、ペットフード製造等に関する専門家及び臨床獣医師等を構成員とする検討委員会を設置し、次に掲げる事項について検討する。

- (ア) 処理加工施設等における処理工程の調査内容及び調査対象施設の選定
 - (イ) 微生物検査のための検体等の収集方法及び検査項目
 - (ウ) (イ)の検査結果等を踏まえたリスク低減方法
 - (エ) (ウ)の内容に係る普及資料及び周知方法
 - (オ) 技術ガイドライン等の重点項目
 - (カ) その他取組に必要な事項
- イ 処理加工施設の調査及び微生物等検査
- (ア) 調査対象施設における現状の把握
 - ジビエを原料としてペットフード製造を行う事業者及び主としてペットフード向けに原料出荷している処理加工施設について、アの(ア)を踏まえ、搬入された捕獲個体の確認、解体処理、原料肉、ジビエペットフード製造等に関する作業条件や工程等について現状の取組を把握するための調査を行う。
 - (イ) 原料肉等の採取及び微生物等検査
 - イの(ア)のペットフード製造事業者及び原料肉の処理加工施設において、原料肉、最終製品、解体作業に用いた機材等から検体採取し細菌等の検査を行うとともに、イの(ア)で得られた調査内容と併せて結果を整理する。
- ウ 普及資料の作成及び周知
- アの(エ)の検討結果を踏まえ、ジビエペットフードの品質の確保を目的とした普及資料を作成し周知する。
- エ その他事業の目的を達成するのに必要な取組
- 上記のほか、事業の目的を達成するために必要な取組については、アの検討委員会で検討の上、実施することができるものとする。
- (5) 全国ジビエプロモーション事業
- 全国的なジビエ等の消費拡大を図るため、協賛飲食店等を募り、ジビエフェアを開催する。また、ジビエ関連のイベントや店舗等の情報の収集等を行い、ウェブサイト、SNS、イベント等を通じて情報発信を行う。
- ア ジビエフェアの開催
- (ア) 協賛飲食店等の募集及びフェアの開催・運営を行う。
 - (イ) ジビエフェアのポスター等PR資材を作成し、SNSや実地イベント等も活用し、効果的な情報発信を行う。
 - (ウ) 各地で開催されるジビエ関連イベント等のうち、地域や期間を限定したジビエ料理のメニューフェアについて、主催者等に対しジビエフェアとの連携を働きかける。
 - (エ) 協賛飲食店等に対し、ジビエフェアにおけるジビエ料理の販売状況やジビエの仕入れに係る課題等に関するアンケート調査や

取組結果の分析を行う。

イ ジビエの消費を促す情報発信等

ジビエ等に関する各地のイベントやジビエ等を提供している店舗情報等の収集、イベントの開催等を行い、消費者等に対し、ウェブサイトやSNS等を通じて情報を発信する。

ウ 報告書の作成

ア及びイの取組成果及び事業効果の検証結果等を取りまとめた報告書を作成する。

2 実施基準

(1) 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を実施している又は既に終了しているものは、本対策の交付の対象外とする。

(2) 現地調査を行う場合は、その目的に応じて必要最小限の人員、期間及び回数で行うものとする。

また、調査対象が海外に及ぶ現地調査については、交付対象外とする。

(3) 事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費は別表のとおりとする。

3 環境負荷低減の取組

環境負荷低減の取組は、別記1の第1の7を準用する。

4 事業の委託

事業実施主体は、事業の一部を他の者（鳥獣の行動特性、被害防止対策に関する知見等を有するものに限る。なお、第2の1の（5）に取り組む場合にあっては、この限りではない。）に委託することが合理的かつ効果的な業務について、事業費の50%以内において、その業務を委託することができるものとする。事業実施主体は、事業の一部を他の者に請負施行することが合理的かつ効果的な業務について、業務を請負施行することができるものとする。

5 留意事項

事業実施主体は、鳥獣被害対策基盤支援事業を的確かつ効果的に実施するため、必要に応じて、農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーの協力を得るものとする。

第3 交付額

要綱別表の区分・事業種類の欄の2の（7）に係る交付率の欄の農村振興局長が別に定める定額の限度額は、以下のとおりとする。

鳥獣被害対策基盤支援事業は、270,000千円以内とする。

第4 事業の実施等の手続

1 事業の実施手続

- (1) 事業実施主体は、事業実施計画を作成し、農村振興局長の求めに応じ、交付申請書の提出より前に、事業実施計画を提出しなければならない。
- (2) 事業実施主体は、事業実施計画の重要な変更該当する場合は、事業実施計画を変更し、農村振興局長に協議するものとする。

2 事業実施計画の作成

1の(1)に定める事業実施計画の作成及び提出は、別記様式第1号によるものとする。

3 事業実施計画の重要な変更

1の(2)に定める事業実施計画の重要な変更とは、事業の中止又は廃止とし、事業実施計画の変更協議は、別記様式第1号によるものとする。

4 事業の着手

事業の着手は、原則として、交付金の交付決定に基づき行うものとする。

ただし、事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情がある場合には、事業の着手を行う前に、別記様式第2号によりその理由を具体的に明記した交付決定前着手届を作成し、農村振興局長に提出するものとする。なお、事業実施主体は、交付金の交付決定を受けるまでのあらゆる損失等は自らの責任となることを了知の上で行うものとする。

第5 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本事業の実施状況について、事業実施年度の翌年度の6月末までに、別記様式第3号により、農村振興局長に対して事業実施状況報告書を提出して行うものとする。

第6 事業の評価

本事業で実施した事業内容については、事業実施主体が事業実施年度の翌年度において自ら評価を行い、その結果を農村振興局長に報告するものとする。

農村振興局長は、事業実施主体からの報告を受けた場合には、内容を評価し、必要に応じて、事業実施主体を指導するものとする。

第7 事業の状況報告

- 1 農林水産大臣は、必要に応じ、事業実施主体に対し、この事業について必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。
- 2 農林水産大臣は、自然災害等の特別な事情がある場合を除き、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき補助金の返還を求めうる事情が確認された場合には、改善に向けた指導を行う。
- 3 農林水産大臣は、2の指導の結果においても改善されない又は改善の見

込みがない場合には、事業実施主体に対して交付した交付金の全部又は一部を返還することを求めるものとする。

第8 推進指導

国は、地域の実態に即し、鳥獣被害対策基盤支援事業の効果的な推進が図られるよう、関係部局、都道府県、試験研究機関等の協力を得つつ、事業実施主体に対して必要な助言及び指導を行うものとする。

第9 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、本要領に定めるところにより交付金を交付するものとする。

別表 鳥獣被害対策基盤支援事業の実施に要する経費に係る国の交付対象経費

区 分	内 容	留 意 点
設備備品費	事業を実施するために必要な設備又は物品の購入、開発、改良、修繕、据付等に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・取得単価が 50 万円以上の設備については、2 社以上の見積書（当該設備を販売する社が 1 社しか存在しない場合を除く。）及びカタログを提出すること。
消耗品費	事業を実施するための原材料、消耗品、消耗器材、薬品類、各種事務用品等の調達に必要な経費	
旅 費	事業を実施するための事業実施主体又はその委託を受けた者が行う資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施のための旅行に必要な経費	
謝 金	事業を実施するための資料整理、調査補助、専門的知識の提供、資料収集等について協力を得た者に対する謝礼に必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・謝金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当な単価を設定すること。 ・その謝金の単価の設定根拠となる資料を提出すること。 ・事業実施主体又はその委託を受けた者が雇用した者に対しては、謝金を支払うことはできない。
賃 金	雇用者等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）	<ul style="list-style-type: none"> ・賃金については、本事業の実施により新たに発生する業務について、支払の対象とする。事業実施に関係のない既存の業務に対する支払はできない。 ・賃金は、業務の内容に応じ、常識の範囲を超えない妥当なものを設定することとし、賃金支給に係る規則及び設定根拠となる資料を提出すること。 ・賃金については、補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成 22 年 9 月 27 日付け 22 経第 960 号農林水産省大臣官房経理課長通知）の定めるところにより取り扱うものとする。
役 務 費	事業を実施するため、それだけでは本事業の成果となり得ない器具機械等の各種保守、翻訳、鑑定、設計、分析、試験、加工等	

	を専ら行うために必要な経費	
委 託 費	本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが合理的かつ効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・委託費は、交付金の額の50%を超えることはできない。 ・事業の根幹をなす業務を委託することはできない。
そ の 他	事業を実施するための設備の賃借料、労働者派遣事業者からの補助者の派遣を受けるための経費、臨時に補助者を雇用するための経費（賃金を除く。）、文献購入費、通信運搬費（切手、運送費等）、複写費、印刷製本費、広告費、会議費（会場借料等）、自動車等借上料、事業成果を学会誌等に発表するための投稿料、各種手数料、収入印紙代等の雑費など、他の費目に該当しない経費	

注：事業実施上不要又は過度と認められる経費は交付対象外とする。

別記様式第1号（別記7の第4の1関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地

団体名

代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害対策基盤支援事業の実施計画の提出（変更協議）について

令和〇〇年度において、鳥獣被害対策基盤支援事業（鳥獣被害対策担い手育成・マッチング事業（地域リーダー（森林）及び鳥獣被害対策コーディネーター育成研修事業、鳥獣被害対策担い手マッチング事業、鳥獣被害対策技術全国検討会開催事業、鳥獣被害対策研修コンテンツ作成事業）、利活用技術者育成研修事業、鳥獣利活用推進支援事業、愛玩動物用飼料へのジビエ利用における技術ガイドライン策定検討調査事業、全国ジビエプロモーション事業）を実施したい（事業実施計画を変更したい）ので、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）別記7の第4の1の（1）（別記7の第4の1の（2））の規定に基づき、関係書類を提出（関係書類を添えて協議）する。

（注） 関係書類として、別添の鳥獣被害対策基盤支援事業（事業実施計画書）を添付すること。

(別添)

○ 鳥獣被害対策基盤支援事業（事業実施計画）

1 総括表

事業名	事業内容	事業費	負担区分		備考
			国庫交付金	事業実施主体	
	(例1) ①研修カリキュラム及び教材等の作成 ②研修会の開催 ③実施体制の整備 ④全国検討会の開催 ⑤報告書等の作成・配布 (例2) ①全国的な検討体制の構築 ②検討会の開催 ③利活用推進に必要な取組 ア 捕獲段階 イ 処理加工段階 ウ 供給段階 エ 消費段階 ④利活用推進に向けた普及啓発 ⑤その他 ()	円	円	円	
	計				

注：事業名の欄には、鳥獣被害対策担い手育成・マッチング事業（地域リーダー（森林）及び鳥獣被害対策コーディネーター育成研修事業、鳥獣被害対策担い手マッチング事業、鳥獣被害対策技術全国検討会開催事業、鳥獣被害対策研修コンテンツ作成事業）、利活用技術者育成研修事業、鳥獣利活用推進支援事業、愛玩動物用飼料へのジビエ利用における技術ガイドライン策定検討調査事業、全国ジビエプロモーション事業のいずれかの事業名を記載する。

2 事業の目的・成果目標

ア 事業の目的

--

イ 事業の成果目標及び目標達成のための具体的方法

--

3 事業の内容

--

4 事業実施スケジュール

取組内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

注：取組内容は、3事業の内容と整合をとること。

5 事業完了予定 年 月 日

6 収支予算

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額(又は本年度精算額)	備 考
1 鳥獣被害防止総合対策推進交付金	円	
2 自 己 資 金		
合 計		

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額(又は本年度精算額)	備 考
鳥獣被害防止総合対策推進交付金	円	
合 計		

注：区分欄には、必要に応じて積算内訳を記載する。

(3) 事業実施経費

(単位：円)

費 目	合 計
設備備品費	
(内 訳)	
消耗品費	
(内 訳)	
旅 費	
(内 訳)	
謝 金	
(内 訳)	
賃 金	
(内 訳)	
役 務 費	
(内 訳)	
委 託 費	
(内 訳)	
そ の 他	
(内 訳)	
合 計	

7 添付書類

- (1) 規約、定款、寄付行為等及び収支予算（又は収支決算）
- (2) 関係団体へ委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）
- (3) 実績報告の際は、支払経費ごとの内訳を記載した帳簿等の写し

別記様式第2号（別記7の第4の4関係）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地
団体名
代表者 役職 氏名

令和〇〇年度鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害対策基盤支援事業）の
交付決定前着手届

令和〇〇年度に交付対象計画として決定された事業実施計画に基づく下記事項について、別記条件を了承の上、交付金交付決定前に着手することとしたので、お届けする。

記

- 1 事業内容及び事業量
- 2 事業費及び国費
- 3 着手予定年月日
- 4 事業完了予定年月日
- 5 交付決定前着手を必要とする理由

別記条件

- 1 交付金交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合には、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- 2 交付金交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該施策については、着手から交付金交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別記様式第3号（別記7の第5関係）

鳥獣被害対策基盤支援事業（〇〇〇事業）
事業実施状況報告書
（令和〇〇年度）

番 号
年 月 日

農林水産省農村振興局長 殿

所在地

団体名

代表者 役職 氏名

鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領（平成20年3月31日付け19生産第9424号農林水産省生産局長通知）別記7の第5の規定により〇〇事業について別添のとおり報告する。

- （注）
- 〇〇事業については、鳥獣被害対策担い手育成・マッチング事業（地域リーダー（森林）及び鳥獣被害対策コーディネーター育成研修事業、鳥獣被害対策担い手マッチング事業、鳥獣被害対策技術全国検討会開催事業、鳥獣被害対策研修コンテンツ作成事業）、利活用技術者育成研修事業、鳥獣利活用推進支援事業、愛玩動物用飼料へのジビエ利用における技術ガイドライン策定検討調査事業、全国ジビエプロモーション事業のいずれかの事業名を記載するものとする。
 - 別添様式については、別記様式第1号に準ずるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の要領に基づき実施した事業に関する事業実施状況の報告等及び事業の評価については、なお、~~従前の例によるものとする。~~

附 則

- 1 この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の要領に基づき実施した事業に関する事業実施状況の報告等及び事業の評価については、なお、~~従前の例によるものとする。~~

附 則

この通知は、平成 24 年 4 月 6 日から施行する。

附 則

この通知は、平成 25 年 5 月 16 日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成 26 年 2 月 6 日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、~~従前の例によるものとする。~~

附 則

この通知は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この通知は、平成 27 年 4 月 9 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この通知は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この通知による改正前の各通知（以下「旧通知」という。）の規定により農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）がした処分、手続その他の行為（以下「処分等」という。）は、この通知による改正後の各通知（以下「新通知」という。）の相当規定により農林水産省生産局長、農村振興局長又は政策統括官（以下「生産局長等」という。）がした処分等とみなし、旧通知の規定により生産局長に対してされた申請その他の行為（以下「申請等」という。）は、新通知の相当規定により生産局長等に対してされた申請等とみなす。

附 則

- 1 この通知は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この通知は、平成 29 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 平成 29 年度までに実施した事業に関して平成 30 年 3 月 31 日までに行われる別記 3 第 2 の 2 の (2) の確認等については、別記 3 第 2 の 2 の (2) の規定に関わらず、なお従前の例によることができる。

附 則

この通知は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前の例によるものとする。

附 則

この通知は、令和 2 年 1 月 30 日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正前の要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前の例によるものとする。

附 則

この通知は、令和 3 年 1 月 28 日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前の例による。

附 則

この通知は、令和 3 年 12 月 20 日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和4年12月2日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお、従前の例による。
- 3 この通知による改正前の本要領に基づき広域コンソーシアムが行った事業については、事業の評価を除き、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和5年11月29日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要領に基づき交付金の交付決定を受けている事業実施計画については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和6年12月17日から施行する。
- 2 この通知による改正前の通知の規定により行うこととされている令和5年度予算に係る事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の通知の規定により行うこととされている令和6年度予算に係る事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和7年12月16日から施行する。
- 2 この通知による改正前の通知の規定により行うこととされている令和6年度予算に係る事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この通知は、令和 年 月 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の通知の規定により行うこととされている令和7年度予算に係る事業については、なお従前の例による。